

静岡県がんセンター局管理規程第5号

静岡県立静岡がんセンター事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに制定する。

令和元年8月29日

静岡県立静岡がんセンター事業管理者

がんセンター局長 小櫻 充久

静岡県立静岡がんセンター事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

静岡県立静岡がんセンター事業職員の給与に関する規程（平成14年静岡県がんセンター局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(補則)</p> <p>第18条 この管理規程に定めるもののほか、職員の給与に関する取扱いについては、給与条例、労務職員の給与条例、静岡県職員の退職手当に関する条例（昭和30年静岡県条例第2号）、任期付職員条例、任期付研究員条例及び静岡県職員の育児休業等に関する条例（平成4年静岡県条例第7号）の適用を受ける職員の例による。<u>ただし、医学物理士に対する職員の給与に関する規則（静岡県人事委員会規則7-25）別表第3エに掲げる級別資格基準表及び別表第4エに掲げる初任給基準表の適用については、職種欄に「診療放射線技師」とあるのは「医学物理士」と読み替えるものとする。</u></p> <p>別表第3 (略)</p> <p>級別職務区分表</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ がんセンター医療職給料表(2)級別職務区</p>	<p>(補則)</p> <p>第18条 この管理規程に定めるもののほか、職員の給与に関する取扱いについては、給与条例、労務職員の給与条例、静岡県職員の退職手当に関する条例（昭和30年静岡県条例第2号）、任期付職員条例、任期付研究員条例及び静岡県職員の育児休業等に関する条例（平成4年静岡県条例第7号）の適用を受ける職員の例による。</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、医学物理士に対する職員の給与に関する規則（静岡県人事委員会規則7-25）別表第3エに掲げる級別資格基準表及び別表第4エに掲げる初任給基準表の適用については、職種欄に「診療放射線技師」とあるのは「医学物理士」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>3 第1項の規定にかかわらず、職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（静岡県人事委員会規則7-104）別表第1の加算割合欄に定める割合は、がんセンター医療職給料表(2)の適用を受ける臨床研究支援センター長及びがんセンター医療職給料表(3)の適用を受ける副院長においては100分の20とする。</u></p> <p>別表第3 (略)</p> <p>級別職務区分表</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ がんセンター医療職給料表(2)級別職務区</p>

分表

職務の級	職務
(略)	(略)
7 7級	(1) 薬剤部長の職務 (2) 総括技師長の職務 (3) 技師長の職務 (4) 薬剤長の職務 (5) 栄養室長の職務 (6) 医療機器管理室長の職務

別表第5 (略)

管理職手当支給額表

職	区分
(略)	
(略) 研究所長 (がんセンター医療職給料表 (1)適用)	2種
副院長 (がんセンター医療職給料表(3) 適用)	2種
(略)	

別表第5の2 (略)

ア～ウ (略)

エ がんセンター医療職給料表(2)の適用を受ける職員

職務の級	区分	管理職手当の額
7級	3種	87,600円
	(略)	(略)

分表

職務の級	職務
(略)	(略)
7 7級	(1) <u>臨床研究支援センター長</u> <u>の職務</u> (2) 薬剤部長の職務 (3) 総括技師長の職務 (4) 技師長の職務 (5) 薬剤長の職務 (6) 栄養室長の職務 (7) 医療機器管理室長の職務

別表第5 (略)

管理職手当支給額表

職	区分
(略)	
(略) 研究所長 (がんセンター医療職給料表 (1)適用)	2種
<u>臨床研究支援センター長(がんセン</u> <u>ター医療職給料表(2)適用)</u>	<u>2種</u>
副院長 (がんセンター医療職給料表(3) 適用)	2種
(略)	

別表第5の2 (略)

ア～ウ (略)

エ がんセンター医療職給料表(2)の適用を受ける職員

職務の級	区分	管理職手当の額
7級	<u>2種</u>	<u>100,700円</u>
	3種	87,600円
	(略)	(略)

附 則

この管理規程は、令和元年9月1日から施行する。